

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理に関する対応の強化について

輸出注意事項16第9号・平成16・06・17貿局第1号

平成16年6月21日 貿易経済協力局

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出等については、国際的な合意の下、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づき厳正な輸出管理を実施してきました。

また、平成14年4月よりキャッチ・オール規制を実施し、更に規制の実効性を高めるよう取り組んできました。

このような状況にもかかわらず、最近においても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある貨物について、必要な輸出許可を受けることなく、大量破壊兵器等の開発等に関与しているおそれのある者に輸出しようとした事例が発生しています。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも更に高まっており、今年6月に開催された先進国首脳会議においても、全ての国家に対し効果的な国内的輸出管理の確立等を要請した国連安全保障理事会決議1540が強く支持され、大量破壊兵器の不拡散に関するG8行動計画が採択されたところ です。

経済産業省としては、これらを踏まえ、今般、大量破壊兵器関連貨物の違法輸出等に対する対応の更なる厳格化を図り、また、同時に、違法輸出等を未然に防止するための取組みについても更に強化することといたします。

輸出者各位におかれては、このような大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の厳格な対応方針を十分御認識いただき、大量破壊兵器関連貨物の違法輸出等を行うこと、又は、結果として大量破壊兵器等の開発等に結びつく行為に荷担することがないように、輸出管理社内規程（CP）の整備を通じた輸出管理の更なる徹底化をお願いいたします。